

令和 8 年度事業計画書

- 1 事業年度の期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
- 2 事業年度の期首における社員の予定数 1 5 3 人 (8.4.1)
- 3 当期中に入会が予定される社員の数 2 人
- 4 当期中に官庁、公署等からの依頼を予定する登記嘱託件数 1, 0 0 0 件
- 5 当期中に官庁、公署等からの依頼を受けるについて受け取りが
予定される委託料
1 件当たり平均 金 1 3, 0 0 0 円

令和 8 年度事業計画推進方針

1 事業受託体制

- (1) 法務局が行う長期相続登記等未了土地解消事業に係る相続調査への協力体制を継続して維持し、旧民法等関係法令の精通に向けた施策を実施する。
- (2) 県及び市町村が進める所有者不明土地や空き家対策事業へ積極的に関与するとともに実効性のある成果を実現するための受託体制を整備する。
- (3) 複雑な相続人調査や相続財産清算人業務をはじめとする財産管理制度を活用したより専門性が求められる業務の処理スキームの検討研究によって受託促進を図る。
- (4) 公共事業のより円滑な推進への寄与を目指し、相続人の確定や財産管理・清算制度に関わる事前相談と相談事例等の情報共有によって困難登記の実現を図り未処理案件の解消に協力する。
- (5) 県公嘱土地家屋調査士協会との連携を密にし、登記事務研修会等の共同事業を通じた啓発活動を推進する。

2 業務執行体制

- (1) 法令及び定款に沿った組織運営と適正円滑な事業実施のため協会業務全般につき実効性を確保し効率的な運営を図る。
- (2) 公益法人改革へ対応するための諸施策の実施と関係規定の整備を行う。
- (3) 社員へ積極的な情報提供を行い、意思の疎通を図りながら合理的な組織運営を行う。